

財政事情の公表に関する条例

平成27年 2月20日 条例第42号

最終改正：令和元年 7月23日

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3の規定による歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項（以下「財政事情」という。）の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 財政事情の公表は、毎年12月1日及び6月1日に、これを行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の期日に財政事情を公表することができないときは、管理者は、事故の止んだときから1月以内においてその期日を定めてこれを公表しなければならない。

第3条 管理者は、12月1日においては、4月1日から9月30日までの、6月1日においては、前年の10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) 大阪広域環境施設組合を構成する各市の分担金の概況
- (4) 前年度の収支の状況（12月1日における公表に限る。）
- (5) 前各号のほか必要な事項

2 前項に定めるもののほか、管理者は、必要と認める時期において、財政の動向等を明らかにするものとする。

第4条 財政事情の公表は、大阪広域環境施設組合公告式条例（平成26年条例第1号）の例によりこれを行う。

第5条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から、これを施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。